

基勞補発 1127 第 1 号
平成 25 年 11 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

「傷病の状態等に関する届」及び「傷病の状態等に関する報告書」の適切な取扱いについて

休業（補償）給付の併給調整については、平成 25 年 11 月 27 日付け基勞発 1127 第 2 号「休業（補償）給付と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合における併給調整の確実な実施について」により、会計検査院の指摘を踏まえこれを適正に実施するよう指示されたところである。

この指摘の背景には、毎年 1 月分の休業補償給付支給請求書の提出が見込まれる者に対して、「傷病の状態等に関する報告書」（告示様式第 16 号の 11）を送付すべきところ、誤って「傷病の状態等に関する届」（告示様式第 16 号の 2）を送付していたこと等の問題が認められた。

また、他局の事例として、療養の開始後 1 年 6 か月を経過しているにもかかわらず、傷病（補償）年金に該当しないと予測される被災労働者に対して「傷病の状態等に関する届」（告示様式第 16 号の 2）の提出を求めなかったものがあり、労働基準監督署における事務処理が適切に行われていなかった事案が見受けられた。

このため、「傷病の状態等に関する届」等を提出させるに当たっては、下記に留意の上、適切な対応を徹底されたい。

記

- 1 休業（補償）給付の受給者のうち、療養開始後 1 年 6 か月を経過した日において治っていない者を的確に把握し、当該受給者に対して「傷病の状態等に関する届」（告示様式第 16 号の 2）等を送付し、同届を確実に提出させること。

なお、送付に当たっては、平成 25 年 10 月 21 日付け基發 1021 第 1 号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」V の 3 第 2 の 1 (3) イ「傷病の状態等に関する届出」によること。

- 2 療養開始後 1 年 6 か月を経過している労働者について、毎年 1 月 1 日から同月末日までのいずれかの日の分を含む休業（補償）給付支給請求書の提出が見込まれる者に対しては、毎年 1 月 20 日までに当該対象者に到達するように「傷病の状態等に関する報告書」（告示様式第 16 号の 11）等を送付し、同報告書を確実に提出させること。

なお、送付に当たっては、昭和 56 年 9 月 2 日付け補償課長事務連絡第 43 号「「傷病の状態等に関する報告書」の提出に係る事務処理について」によること。

3 休業（補償）給付受給者に対して「傷病の状態等に関する届」（告示様式第 16 号の 2）等又は「傷病の状態等に関する報告書」（告示様式第 16 号の 11）等を送付する際には、別添のリーフレットを同封するなどにより、休業（補償）給付受給者が障害厚生年金等を受けている場合には、休業（補償）給付支給請求書の裏面に障害厚生年金等の受給関係を記載することについて周知すること。

なお、これは、休業（補償）給付の受給者について、適正に併給調整が実施できるよう労働基準行政情報システムの改修がなされるまでの間の取扱いとする。

休業（補償）給付を受けている方へ

休業（補償）給付を請求される方が、障害厚生年金など（※）を受給している場合には、休業（補償）給付請求書（様式第8号又は第16号の6）を提出する際に、請求書裏面に、障害厚生年金などの受給関係（年金の種類、障害等級、年金額等）を必ず記載して提出してください。

- （※）①厚生年金保険法による障害厚生年金 ②国民年金法による障害基礎年金
③旧厚生年金法、旧船員保険法又は旧国民年金法による障害年金

既に休業（補償）給付請求書に障害厚生年金などの受給関係を記載して提出された方も、年金の受給関係の変更があった場合（「年金の種類が変わった」、「障害等級が変更された」など）には、変更後の受給関係を請求書裏面に忘れずに記載してください。

労災保険では、被災労働者が休業（補償）給付と同一の事由により障害厚生年金などを受給している場合には、休業（補償）給付の支給調整（※）を行うこととなっていますので、ご注意ください。

（※）年金の種類に応じて、休業（補償）給付に下表の調整率がかかります。

支給される年金の種類	調整率	支給される年金の種類	調整率
障害厚生年金及び 障害基礎年金	0.73	障害年金（旧厚生年金）	0.75
障害厚生年金	0.86	障害年金（旧船員保険）	0.75
障害基礎年金	0.88	障害年金（旧国民年金）	0.89

詳しくは、所轄労働基準監督署にお問い合わせください。

